

# 港区リユース食器活用推進キャラクター及び名称取扱要項

平成 21 年 8 月 21 日

## 1. 趣旨

港区リユース食器活用推進キャラクター（以下キャラクター）及び名称の取り扱いについては、この要項が定めるとおりとします。

## 2. キャラクターデザイン

キャラクターの基本デザインは別紙 1 のとおりとします。また、他のバリエーションは別紙 2 のとおりとします。

## 3. 名称

港区リユース食器活用推進キャラクター（略称港区リユースキャラクター）  
リユース（よみがな：りゅーすけ）

## 4. 使用の範囲

- (1) 港区及び港区 3 R 推進行動会議における 3 R 推進事業の取り組みにおいてキャラクター及び名称を使用することができます。
- (2) キャラクター使用の際には、2 で定めるキャラクターの基準によるものとします。
- (3) 使用の際には「港区リユースキャラクター」及び「リユース」の表示を入れることとします。

## 5. 使用許可

- (1) 前項に定めるもの以外が使用する場合は、港区清掃リサイクル課長に使用申請書（別紙様式 1）を提出します。
- (2) 清掃リサイクル課長は次に挙げる項目に該当すると認める場合は、キャラクター及び名称の使用を許可しないものとします。

港区及び港区 3 R 推進行動会議の名誉が傷つけられ、または傷つけられる恐れがあるとき。

使用目的または使用方法が適切でないとき

2 で定めるキャラクターの基準に著しく反するとき

## 6. 使用許可の取り消し

前項（2）に挙げる各号に該当する場合、清掃リサイクル課長は使用許可の取り消し、または停止することができます。

## 7. 庶務

キャラクター及び名称に関する事務は港区 3 R 推進行動会議事務局が行います。

## 付則

この要項は、平成 21 年 8 月 21 日から施行する。